

刈谷市

違反屋外広告物 簡易除却ボランティア の手引き



問合せ・連絡先

刈谷市役所 都市政策部まちづくり推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 (0566) 62-1022 (直通)

FAX (0566) 23-9331

Eメール machi@city.kariya.lg.jp

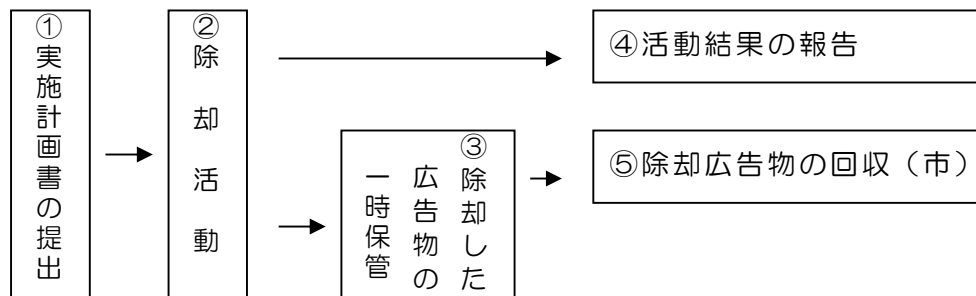
1 制度の目的

この制度は、市民の皆さんにも身近なところで、はり紙など道路上の違反広告物の除却活動（簡易除却）を行っていただき、地域の良い景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とする制度です。

2 活動を行うための資格

- 刈谷市内に在住、在勤、在学の18歳以上の方であればどなたでも活動できます。ただし、活動しようとする方5名以上で構成する簡易除却団体として、市の認定を受ける必要があります。
- 原則的に除却ができるもの、できないものを明確に判断できる知識を身につけていただくための講習を受けていただきます。

3 除却活動の流れ



- ① 前もって、活動地域や実施予定日などの実施計画書を提出してください。
（大きな変更がない限り、団体認定申請時に提出していただいた実施計画書だけで結構です）
- ② 身分証明書を携行し腕章等を着用したうえ、安全確保のため、必ず2名以上で活動してください。
 - ・夜間の活動は控えてください。
 - ・交通安全に心がけ、その他事故のないように注意して活動してください。
 - ・基本的に傷害保険等は各自負担です。
- ③ 除却したはり紙類は各自で処分をお願いします。その他広告物は、実施計画書記載の一時保管場所で保管してください。
- ④ 活動結果の報告（活動日、参加人数、除却件数など）は様式にて、実施月単位で翌月の月初めに提出してください。
- ⑤ はり紙類以外の除却広告物の処分は市で行います。一時保管した際には電話連絡をお願いします。

4 トラブルにあわないために

- 自己の責任範囲内での活動を第一として、無理のない範囲での活動のご検討をお願いします。（高所にあるものなどは市で対応します）
- 店主や事業主に注意や指導をしないでください。（市で対応します）
- ヤミ金融や風俗関係など、悪質な広告物を貼り出している現場をみたら、警察（生活安全課）に連絡してください。絶対に、自分で注意・指導等をしないでください。

5 万一、事故やトラブルが起こったら

- 活動中に事故が起こった場合は、市役所まちづくり推進課に連絡してください。なお、交通事故等は、速やかに警察署へも届け出てください。
- トラブルが発生したときは、現場での処理は避け、市役所まちづくり推進課に連絡してください。

【緊急時の連絡先】

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| ・ 平日 8 : 30 ~ 17 : 15 | 刈谷市役所まちづくり推進課 | TEL 0566-62-1022 |
| ・ 上記時間以外 | 刈谷市役所代表 | TEL 0566-23-1111 |
| ※ 宿直者により担当職員に連絡をとる体制となり、迅速な対応ができない可能性があります。できるだけ市役所執務時間内の活動をお願いします。 | | |
| ・ 交通事故等の場合 | 刈谷警察署 交通課 | TEL 0566-22-0110 |
| ・ 悪質広告物貼り出しの目撃 | 刈谷警察署 生活安全課 | TEL 0566-22-0110 |

【緊急の場合は 1 1 0 番】

6 除却できる広告物 v s 除却できない広告物

除却できる広告物は

違反屋外広告物簡易除却ボランティアが除却できる広告物は、屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例で次の条件すべてを満たしている広告物に限られます。

- ① 対象となる広告物の種類は、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗
- ② 条例の規定に違反して設置されていること（設置される場所や、取り付けられている物件）
- ③ 管理されずに放置されていることが明らかなこと

具体的には、次のような広告物です。

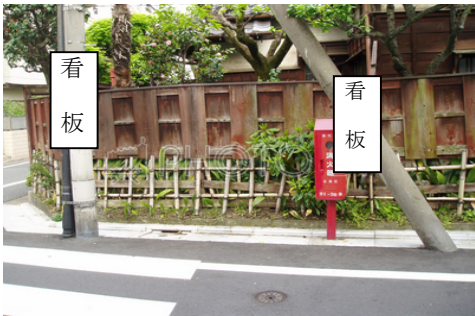
- ①種類
- ・ はり紙…定着性を持ったチラシやビラ、ポスター
 - ・ はり札、立看板、のぼり旗…針金などで容易に取り外すことができる状態に取り付けられているもの

はり紙	はり札	立看板	のぼり旗
			

②条例の規定に違反して設置（出されている場所）

- ア 広告物の掲出が禁止されている道路上の物件（禁止物件）に出されている
 イ 道路上に置かれているもので、交通の安全を著しく阻害する恐れがある

禁止物件とは… 橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、道路柵（ガードレール、ガードパイプ）、車止め、消火柱、火災報知器、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、送受信塔、銅像、記念碑、電柱、街灯柱、街路灯など

ア 禁止物件（例：電柱、ポスト）	イ 道路上の交通障害
	

③管理されずに放置されていることが明らかなこと

管理されずに放置とは…店舗や事務所・事業所の前に出されている広告物や、管理者が近くにいる広告物は「管理されている」ものと見なされますので除却できません。管理者の目が届かず、汚染、破損、老朽化しているもの等、明らかに放置されているものが対象となります。

除却できない広告物は

①除却できない広告物

- ・ はり紙、はり札、立看板、のぼり旗以外の広告物（①、②）
- ・ 杭などで地面にしっかりと固定されているもの（③）
- ・ 政治活動や労働運動活動にかかる広告物（選挙用ポスター等）
- ・ 国、県、市や警察等が公共目的を持って設置するもの（目撃情報等④）
- ・ 緊急に公衆に周知させる必要があるもの（ガス漏れ危険等）
- ・ 葬儀又は祭礼のため一時的に設置しているもの（⑤）

②除却できない場所

- ・ 道路以外の場所に出されている広告物（民地内のフェンスや電柱など⑥）
- ・ 電話ボックスの内側に貼られた広告物（NTT 管理下であるため）
- ・ 店舗や事務所の前に出されている広告物（⑦）

③市が許可している広告物

- ・ 電柱の巻き付け広告等（基準に従い、電柱に巻き付けられた広告物は市の許可を受けたもので、違反広告物ではありません。（⑧）

※ボランティアが除却できないものの例

置き看板①	置き看板②	杭で固定③	目撃情報④
			
葬儀看板⑤	民地内⑥	店舗前⑦	電柱許可公告⑧
			

判断に迷う場合は

除却できるかどうか判断に迷う場合は、市で対応しますので、除却せずに実施報告書に記載するなどして報告してください。

7 除却した広告物の処分と活動結果の報告

【除却した広告物の処分】

- はり紙類は、各団体で「可燃ごみ」として処分をお願いします。
- はり紙類以外は、タフロープで縛るなどして散乱しないようにまとめて下さい。
また、除却日・除却場所がわかるようにして、あらかじめ届け出いただいた保管
場所で一時保管してください。
- はり紙類以外は設置者から返還を求められることがありますので、みだりに破
損しないでください。（返還の対応は市で行います）
- 一時保管物は、連絡をいただければ回収に伺います。市役所に直接持ち込む場
合は事前に連絡をお願いします。

【活動結果の報告】

一月分の活動結果を様式第7号、違反屋外広告物簡易除却実施報告書に記載し、
翌月の月初めに報告してください。（Eメール、FAX可）

Eメール：machi@city.kariya.lg.jp

FAX：（0566）23－9331